

海田町町制施行70周年記念事業支援業務仕様書

1 業務名

海田町町制施行70周年記念事業支援業務

2 委託期間

契約締結の日から令和9年3月5日まで

3 目的

令和8年9月30日をもって海田町（「以下、本町」という。）が町制施行70周年を迎えるにあたり、イベント開催やPRツールの製作、プロモーション活動等の実施に係る業務を一括して事業者に委託する。

民間事業者の客観的な視点を取り入れることにより、町民がより一層強く一体感を持って参加できる記念イベントを展開するとともに、この70年で培った本町の魅力を町内外に広く発信する。町外に対しては交流人口・関係人口の増加を、町内に対しては、町民の誇り・愛着の醸成をそれぞれ図ることを目的とする。

4 実施方針

先述の「3 目的」に基づき、本町の魅力を掘り下げるとともに、以下の要素を含めた一貫性のある計画を提示し、運営すること。

<実施方針>

○ シビックプライドの醸成、町への愛着の形成
町民がまちの魅力に気づくとともに、まちに対して誇りと愛着を感じ、帰属意識が高まるような企画
○ イベントの実施によるにぎわいの創出
町民が気軽に参加し、楽しみ、記憶に残るような企画
○ 地域資源の活用によるまちの活性化
まちが持つ魅力（モノ・ヒト・自然）を活用した企画
○ 地域団体、事業者との協働による連携の強化
地域団体、事業者との協働、連携強化による地域の担い手・繋がり・レガシーの形成
○ 未来（「70周年以降」）に向けた種まき
次年度以降も継続できるようなスキームの構築、ポテンシャルの模索

5 業務内容

(1) メインイベント開催

① 方針

ア) 開催日時・会場

日時：令和8年11月1日（日）・午前9時～午後6時（予定）

会場：海田町役場庁舎及び周辺、海田町立海田小学校（グラウンド・体育館）

イ) イメージ

先述の「3 目的」及び「4 実施方針」を踏まえたイベントを企画、実施すること。加えて、町民のみならず町外者に対しても本町を印象付ける画期的な企画を取り入れること。

ウ) スケジュール

各会場ごとのイベントスケジュールを構成し、事前に周知すること。

なお、下記の催しをスケジュールに含めることとし、会場設営等も行うこと。

- ・ 海田町町制施行70周年記念表彰（午前10時～、海田小学校体育館にて）

なお、最終的なイベント開催日時、会場、実施内容等については、本町と協議のうえ決定するものとする。とりわけ、実施内容については本町が設置する実行委員会との協働、調整を図りながら決定していく。

② モニタリング

来場者等に対しアンケート調査を実施し、イベント開催による成果を測ること。

③ その他イベントの実施に必要な業務

ア) 関係機関等への協議等

業務の実施にあたり必要な関係機関等に協議、届出等を行うこと。

イ) 会場設営・撤収

①に示す会場内に既存の設備については使用可能。その他実施に際し別途設営等が必要なものが生じる場合、適切に対応すること。

①に示すとおりイベント本体の実施時間は午前10時～午後6時（予定）

とするが、会場設営は前日（10月31日（土））から着手してかまわない。

イベント終了後、11月1日（日）・21時を目途に撤収及び現状復旧を完了させること。なお、イベントの開催時間、スケジュールについては期限までの撤収・現状復旧が可能な範囲内で設定、構成すること。

※ 会場の一部となる海田小学校（グラウンド、体育館）については、令和8年10月31日（土）・午前7時から11月1日（日）・午後9時30分まで確保する。

ウ) 救護所の設置

エ) 駐輪場の設置

駐車場の設置は想定しない。

オ) 会場内で使用する電気に係る電源の確保

①に示す会場内に既存の電源については使用可能。その他、実施に際し確保が必

要となる場合、適切に対応すること。

カ 来場者及び関係者の安全確保

キ 必要な保険への加入等による事件・事故への対策

(2) 「町制施行 70 周年記念事業」トータルデザイン

① 実行委員会との協働、ディレクション

年間を通した本事業の円滑かつ効果的な遂行に向け、本町が設置する実行委員会との協働、調整を図るとともに、本事業の進捗管理及び各種関係者への助言等を行うこと。具体的には、年間を通して 10 回程度実施する実行委員会会議（第 1 回は 4 月予定）の運営、会議の結果を踏まえた事業の企画及び年間を通じた本事業のスケジュール調整等ディレクションを想定する。

② 事業のトータルデザイン及び支援

(1)に示すイベントと、「町制施行 70 周年記念」として本町が実施する各種事業との統一性を図るため、事業全般のデザイン、プロモーションに関する適切な支援を行うこと。具体的には、チラシ、ポスター等各種広報媒体の作成、各種媒体を活用した周知等を想定する。

(3) プロモーション

① 実施方針

(1)に示すイベント開催の告知に留まらず、本町の「町制施行 70 周年記念」に係る事業も含めた全体的なプロモーションを展開すること。また、「4 実施方針」を踏まえた効果的かつ戦略的な周知の方法を企画、実施すること。

② 実施内容、成果のまとめ

事業の成果を踏まえ、「70 周年以降」に向けた継続的かつ効果的なシティプロモーション活動に資する成果物を作成すること。

(4) 協賛金の取扱

受託者は、本事業の趣旨を逸脱しないよう留意したうえで、事業内容の拡充をして協賛金を充てることができるものとする。なお、この場合、協賛金の見込額、実現の可能性及び協賛金を得て拡充あるいは追加される事業内容について、委託者に対して事前に示すこと。

協賛金の不足等があった場合においても、委託料の増額は行わないものとする。

6 業務計画書及び業務完了報告書の提出

(1) 業務計画書

受託者は契約締結後 30 日以内に業務計画書を作成し、委託者へ提出すること。

業務計画書には、業務体制、スケジュール等をはじめ、適正な実施、運営のために必要となる事項を記載すること。

(2) 業務完了報告書

受託者は業務完了後20日以内に業務完了報告書を作成し、委託者へ提出すること。

業務完了報告書には、契約書及び業務計画書の記載内容に基づき、本業務の実施結果、収支及び費用対効果等を記載すること。

7 留意事項

(1) 再委託

受託者は、本業務を遂行するにあたり、本業務の全てを一括して再委託してはならない。本業務の一部を委託する際、本町の承認を得なければならない。

(2) 著作権

受託者が本仕様書に基づいて作成した全ての成果物の著作権は本町に帰属するものとし、成果物が第三者の著作権及びその他の権利を侵害しないものであることを保証すること。

また、受託者は第三者との間に著作権その他権利に係る権利侵害の紛争等が生じた場合、当該紛争等の原因が本町の責めに帰する場合を除き、受託者の責任、負担において解決すること。

(3) 秘密の遵守

受託者は、本業務において知り得た情報等を本業務においてのみ使用することとし、これらを他の目的に使用し、又は他のものに漏洩してはならない。本業務の契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(4) 法規の遵守

本業務を遂行するうえで関連する法規がある場合は、それを遵守すること。

(5) 第三者を遂行するうえで関連する法規の権利侵害

受託者は、納品する成果物について、第三者の商標権、肖像権、著作権、その他の諸権利を侵害するものではないことを保証することとし、成果物について第三者の権利を侵害していた場合に生じる問題の一切の責任は、受託者が負うものとする。

(6) 業務遂行上の注意

① 受託者は、業務の効率的な実施のため、委託者との連携を密にし、委託者の意向を適宜把握すること。

② 業務遂行上で疑義が生じた場合や、業務上重要な事項の決定、本仕様書に定めの無い事項については、あらかじめ委託者と協議のうえ、その指示又は承認を受けること。

③ 本業務の実施に係る各種資料（計算等の根拠、他関係資料）などは全て明確にしておくこと。

(7) 会場の使用料

「6 業務内容」中、「(1) イベント開催」に示す会場（海田町役場庁舎及び周辺、

海田町立海田小学校（グラウンド・体育館）の使用に際し、受託者による使用料等の負担は生じない（委託者が負担する）。